

盛岡地方振興局長告示第 102 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、松川土地改良区（八幡平市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成 19 年 8 月 31 日

盛岡地方振興局長 宮 館 壽 喜

1 就任

(1) 理事

高 橋 光 幸	八幡平市松尾寄木第 31 地割 21 番地
佐々木 武 光	〃 大更第 32 地割 1 番地
田 村 正 彦	〃 平館第 4 地割 26 番地
高 橋 清 志	〃 野駄第 19 地割 33 番地
遠 藤 義 明	〃 帷子第 15 地割 8 番地 5
遠 藤 實 光	〃 田頭第 11 地割 122 番地
渡 辺 廣 巳	〃 大更第 29 地割 148 番地 40

(2) 監事

松 浦 保 往	八幡平市堀切第 2 地割 8 番地
佐々木 春 男	〃 野駄第 21 地割 11 番地
竹 田 重 則	〃 大更第 41 地割 11 番地

2 退任

(1) 理事

高 橋 光 幸	八幡平市松尾寄木第 31 地割 21 番地
佐々木 武 光	〃 大更第 32 地割 1 番地
田 村 正 彦	〃 平館第 4 地割 26 番地
伊 藤 勝 治	〃 松尾第 22 地割 16 番地
遠 藤 義 明	〃 帷子第 15 地割 8 番地 5
遠 藤 實 光	〃 田頭第 11 地割 122 番地
渡 辺 廣 巳	〃 大更第 29 地割 148 番地 40

(2) 監事

松 浦 保 往	八幡平市堀切第 2 地割 8 番地
竹 田 重 則	〃 大更第 41 地割 11 番地
佐々木 春 男	〃 野駄第 21 地割 11 番地